

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- 右 町村の廃置分合
- 右 同
- 右 同
- 家畜傳染病予防法第六条による命令

## 告示

### 鳥取県告示第四百十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により東伯郡西郷村、上井町、倉吉町、上小鴨村、社村、上北条村、北谷村及び高城村を廃し、その区域並びに灘手村大字寺谷及び上神の区域を以つて新たに倉吉市を置き、昭和二十八年十月一日から施行する。

なお地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百七十七條第一項の規定による倉吉市の人口は四九、六七七人である。

昭和二十八年九月二十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

### 鳥取県告示第四百十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により日野郡根雨町及び日野村を廃し、その区域を以て新たに根雨町を置き、昭和二十八年十月一日から施行する。

なお地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百七十七條第一項の規定による根雨町の人口は五、九六五人である。

昭和二十八年九月二十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県告示第四百十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七条第一項の規定により西伯郡尚徳村及び五千石村を廃し、その区域を米子市に編入し、昭和二十八年十月一日から施行する。

なお地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十七条第一項の規定による米子市の人口は六二、五三五人である。

昭和二十八年九月二十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県告示第四百十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七条第一項の規定により東伯郡三朝村、三徳村、小鹿村、旭村及び竹田村を廃し、その区域を以て新たに三朝町を置き、みよこ昭和二十八年十一月一日から施行する。

なお地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第

百七十七条第一項の規定による三朝町の人口は一、一七二人である。

昭和二十八年九月二十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県告示第四百二十号

次のように豚コレラ予防注射を実施するので家畜傳染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定により豚の所有者に対しその注射をうけることを命ずる。

昭和二十八年九月二十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

一 実施の目的 豚コレラ予防のため

二 実施する区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚(生後四十日以内、分娩前後一箇月以内のものを除く)

四 実施の期日 別表のとおり  
五 注射及びその方法 皮下注射(クリスタルバイオレット予防液)

実施期日	実施区域	実施場所
九月二二日	西伯郡御來屋町	同上
" 二四日	逢坂村	"
" 二五日	所子村	"
" 二六日	光徳村	"
" 二六日	大山村	"
" 二六日	名和村	"
" 二八日	高麗村	"
" 二八日	庄内村	"
" 二九日	淀江町	"
" 二九日	字田川村	"

昭和四年四月二十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行所 鳥取県鳥取市東町

本年度こそは！

# 良い器材を！！

孔版社の器材で……悪い器材は、使ひにくくすぐ使えなくなつたりします、大変な御損です。

孔版社では、多年の経験と技術的良心に基いて撰定した、最優秀な謄写印刷材料を安く販売して居ります。

尙鳥取駅前に販売部（印刷部連絡所を兼）を開設致しますので、何卒多少に拘らず、御用命下さいませ御願ひ致します。

遠隔地よりの御注文は、郵送又は配達させて戴きます。

## 予算書、決算書等の印刷は……

技術も設備も山陰一の信頼できる孔版社へ御下命下さい。どんなお急ぎの印刷でも最も安く納期も厳守致します。

謄写印刷と材料の  
デパート

# 鳥取 孔版社

本社——鳥取市園町268（日赤前入る）  
電 2 7 3 1  
出張所——鳥取駅前（5五き旅館前）